

令和5年10月11日  
こども未来部こども政策推進担当

## (仮称) 江東区こどもの権利に関する条例の制定について

### 1 条例制定の目的

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、子どもの権利条約の精神にのっとり、国として、全てのこどもについて個人として尊重されること等が基本理念として定められた。本区においても、「こどもまんなか江東区」の実現に向け、こどもの最善の利益が尊重される社会を実現するため、条例を制定する。

### 2 今後のスケジュール

- ・ 令和5年9月中旬～ 庁内各所管調整（検討委員会及び検討部会）
- ・ 令和5年10月中旬～ 区立小中学校児童・生徒等へのアンケート調査
- ・ 令和5年11月～ 関係団体等へのヒアリング調査
- ・ 令和6年4月下旬～ 区民（こども）向けワークショップの実施
- ・ 令和6年3定 厚生委員会において素案報告
- ・ 令和6年10月～11月 パブリックコメント実施
- ・ 令和6年4定 厚生委員会においてパブリックコメントの結果及び条例案報告
- ・ 令和7年1定 条例案提案

### 3 他区の条例制定状況

7区で制定済み（目黒区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・葛飾区・江戸川区）

### 4 条例制定に向けた体制等

- (1) 既存会議での意見聴取（こども・子育て会議及び庁内部課長で構成する推進委員会）
- (2) 区立小中学校児童・生徒等へのアンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査、区民（こども）向けワークショップ、パブリックコメントを実施